

知床半島先端部地区「利用の心得」

(完成版イメージ案)



2005年9月

環境省東北海道地区自然保護事務所

目 次

- 1 はじめに
- 2 「利用の心得」の適用範囲
- 3 利用の心得
 - (1) 基本原則
 - (2) 共通事項
 - (3) 特定利用形態別事項(特定の利用形態に関して守るべき事項)
- 4 問い合わせ先一覧

1 はじめに

知床半島先端部地区は、極めて原始性の高い自然景観と豊かな野生生物によって形成される多様な生態系を有する地域であり、人類共通の財産として持続的な保全を図り、より良い形で後世に引き継いでいく必要がある。従って、当該地域における利用については、生態系の多様性を将来にわたり保全することを前提として、自然環境に支障を及ぼさないよう適切に行うこと(知床世界遺産候補地管理計画)とされている。また、利用に当たっては、ヒグマによって象徴される知床の自然に対する「謙虚さ」と「畏怖・畏敬の念」を根底とした『ヒグマの棲家におじゃまする』を基本思想とする(平成13年度策定「知床国立公園の適正利用基本構想」)とされている。

当地区は、整備された道などの施設はなく、そのうえ刻々と変化する海況や風況、低い海水温や高密度なヒグマの生息など極めて厳しい自然条件が存在する地域であり、一般的な利用に関する安全性や快適性は全く保証されていない。従って、当該地区内に立ち入る「利用者」は、これら過酷な条件に自らの力だけで対処できる極めて高度な技術と体力が求められ、全ての行動に自己の判断が要求され、その結果は全て自己の責任に委ねられることを十分に自覚することが求められる。

これらのことから、知床半島先端部地区への各種の利用形態による立ち入りは、現状程度以下に抑え、知床半島先端部地区の利用の適正化を推進するため、本「利用の心得」を定め、その普及・啓発を図ることにより、「利用者」が本「利用の心得」を的確に遵守すること求めるものである。

なお、本「利用の心得」は、「知床国立公園知床半島先端部地区利用適正化基本計画(環境省東北北海道地区自然保護事務所・平成16年12月)」における以下の「4 基本方針」及び「6 利用形態別取り扱い方針」を踏まえて策定するものとする。

「4 基本方針」

「先端部地区」では、平成13年度の知床国立公園適正利用基本構想の考え方及び平成16年1月の知床世界自然遺産候補地管理計画の内容を踏まえ、当該地区の特性に応じて、以下の事項を基本方針として利用の適正化を進める。

動力船による上陸利用は、この地区にふさわしい利用形態とは言えず、自然保護上の支障もあることから、従来の「上陸利用は認めない」という規制を徹底・強化する。

徒歩やシーカヤックなどの人力による陸域への立ち入り利用については、対象となる陸域の一部に、希少動物の生息・繁殖地、海鳥の集団繁殖地、脆弱な植物群落地、遺跡・埋蔵文化財包含地等の保護・保存を図る必要があるため、自由利用ではなく、対象となる場所の特性と利用形態に応じて、具体的な「利用ルール」を設けて、自然環境の保全及び自然体験の質の確保上問題が生じないように一定の制限を加えていくものとする。

海域の利用については、当該地区が海鳥や海棲哺乳類の生息地・繁殖地となっており、観光・レジャー目的の船舶や水上バイクの航行、無秩序な餌やりや観察行動などがこれら海鳥や海棲哺乳類の生息に影響を与えることも懸念される。このため、海域のレクリエーション利用が海鳥や海棲哺乳類に悪影響を与えないよう、また、地域の産業であるサケ・マス漁等漁業活動との両立が円滑に図られるよう「利用ルール」を設けるとともに普及啓発に努める。

利用の安全性に関しては、事前の情報提供や事前レクチャーの仕組みを設けることにより、利用の安全性向上と利用者の「自己責任」意識の普及啓発に努める。

原生的自然の保全を図るため、自然に与える負荷を軽減しつつ自然体験が得られるよう自然にやさしい行動や活動が望まれる。そのため、巡視等の指導体制の整備、普及啓発、事前レクチャー等の充実を図る。

日常的に利用者とする地域住民や関係事業者などの人達が「利用ルール」の指導や普及の役割を果たしていくことが大切であり、地域住民や地域内外の関係事業者と関係行政機関などとの連携を強化することにより、そうした機能が効果的に発揮されるような仕組み(ネットワークの構築等)を設けていく。

「6 利用形態別取り扱い方針」

利用形態別の基本的な取り扱い方針を以下のとおりとする。

1) 海岸トレッキング利用

知床岬、知床岳や知床沼への登山等のための海岸線トレッキング利用は、徒歩による利用であり原生的な自然環境の保全と両立し得るものであるが、海岸陸域部では比較的高度な登山技術を要するとともに、何ら歯止めなく多数の利用者が立ち入ることは、貴重な植生や動物相に影響を及ぼすことがあることから、現状程度以下に抑えることを基本として、自然環境保全上の悪影響が生じないよう「利用ルール」の下でのコントロールされた利用とする。

2) 沿岸カヤッキング利用

シーカヤックによる利用は、現状では比較的少数であり、自然環境に与える影響も少ない利用形態と言えるものである。しかしながら、沿岸海域部では気象条件等の十分な理解と知識及び高度な技術を要するものであり、また、原生的な海岸部への自由な立ち入りが可能な利用形態のため、場合によっては自然環境や漁業活動等への影響も懸念されることから、これらへの悪影響が生じないよう「利用ルール」の下でのコントロールされた利用とする。

3) 山岳部登山利用

硫黄山から北東の内陸山岳部は、急峻な地形と厳しい気象条件等により、極めて高度な登山技術を要する地域であるうえ、湿原植物等脆弱な自然地にテント場跡やたき火跡も見られ、立ち入りの状況によっては貴重な自然環境に悪影響が生じることから、立ち入りは現状程度以下に抑えることを基本として、自然環境保全上の悪影響が生じないよう「利用ルール」の下でのコントロールされた利用とする。

4) 河口部のサケ・マス釣り利用

河口部に渡船によって上陸して行うサケ・マス釣りは、立ち入りの期間や範囲は比較的限定されているが、無秩序な入り込みやごみの放置等により自然環境等への影響も懸念されることから、現状程度以下に抑えることを基本として、自然環境保全上の悪影響が生じないよう「利用ルール」の下でのコントロールされた利用とする。

なお、その他の磯釣りや溪流釣りについては、今後、利用状況を把握しながら具体的な取り扱い方針を検討していく。

5) 動力船による海域利用

沿岸海域部におけるレクリエーション目的の動力船（観光船、遊漁船、プレジャーボート等）による海域利用については、海鳥・海棲哺乳類や漁業活動等への影響が懸念されることから、これらへの悪影響が生じないよう一定の「利用の心得」の下での利用とする。

6) 動力船による上陸利用

知床岬地区への一般観光客等のレクリエーション目的の動力船による上陸利用は、従来より関係行政機関の「申し合わせ」により認めていないところである。

知床岬地区に限らず、「先端部地区（陸域）」への動力船による上陸利用は、一度に多量の利用者や物資を運ぶことが可能であり、自然環境及び適正利用環境に多大な悪影響を与えるおそれがあることから、観光船、遊漁船、プレジャーボート等、船舶の種類を問わず、一般観光客等のレクリエーション目的の動力船による上陸利用は認めないものとし、「申し合わせ」を徹底・強化するものとする。

ただし、上記「(1) 海岸トレッキング利用」「(3) 山岳部登山利用」の復路及び「(4) 河口部のサケ・マス釣り利用」に関する遊漁船については、別途それぞれの「利用の調整」において扱いを検討するものとする。

7) その他の利用

水上バイクやダイビング、冬期の流氷上での体験活動などその他のレクリエーション利用についても、今後、利用状況を把握しながら具体的な取り扱い方針「利用ルール」を検討していく。

なお、航空機の低空飛行は、快適な利用や野生動物へ悪影響を及ぼす恐れがあることから、必要に応じ関係者へ行わないよう要請する。

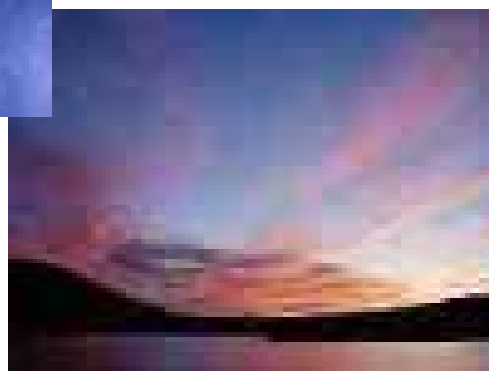
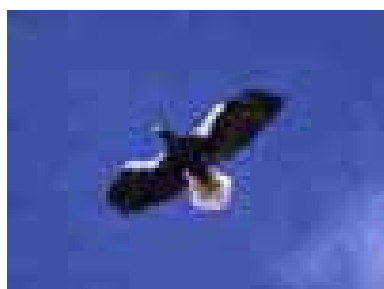
また、利用者とヒグマとの接近や接触などによる軋轢の回避を図る必要性の高くなった地区（ルシャなど）においては立ち入り規制強化の方向で管理システムの検討を行う。

2 「利用の心得」の適用範囲

本「利用の心得」の適用は、「知床半島先端部地区利用適正化基本計画」の「対象区域」及び「利用者の定義」による「利用者」を対象とする。

* 「対象区域」:別添「地区概念図」の範囲

* 「利用者」:上記1.「6 利用形態別取り扱い方針」に記述する利用形態により「先端部地区」に立ち入る者を指し、これらの「利用者」の案内、引率、誘導、運搬等を行うために立ち入る者(ガイド、渡船業者等の事業者)及び取材・写真撮影等を目的として立ち入る者を含むものとする。なお、番屋所有者等の漁業に伴う行為土地や施設の管理を目的として立ち入る者は除くものとする。



3 利用の心得

「利用者」が「先端部地区」に立ち入る際には、次の事項を基本原則とし、自然保護や安全確保などの観点から留意すべき事項や禁止事項について、以下のとおり「利用の心得」を設定する。

(1) 基本原則

(自然環境への配慮)

- ・ 当地区の原始的な自然環境が損なわれることのないよう、利用者は自然環境の保護に対する意識を高く持ち、野生動物の行動が利用者により変化しないように配慮するとともに、自然環境へのインパクトを極力抑制するよう配慮すること。
- ・ 次に訪れる利用者に当地区ならではの原始的な自然体験が味わえるよう、利用の痕跡を残さないようにすること。

(他の利用者への配慮)

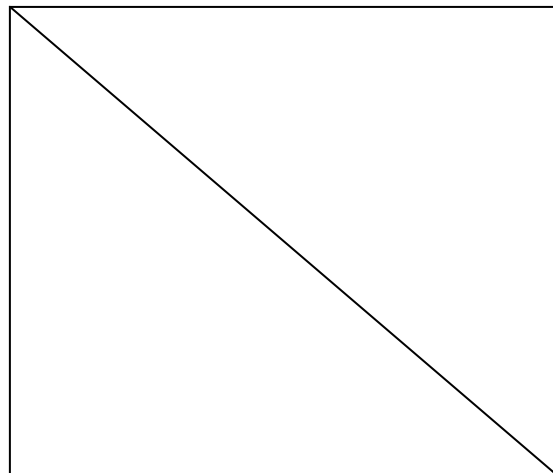
- ・ 他の利用者が当地区で味わえるはずの原始的な自然体験を損なうような行為は行わないこと。

(自己責任)

- ・ 当地区は、整備された道などの施設はないうえ、極めて厳しい自然条件が存在する地域であり、これら過酷な条件に自らの力だけで対処できる極めて高度な技術と体力が求められ、全ての行動に自己の判断が要求され、その結果は全て自己の責任に委ねられることを十分に自覚すること。

(情報収集等)

- ・ 立入に当たっては、事前に羅臼ビジターセンター或いは知床自然センターから、安全管理に関する情報(海岸部高巻き・徒渉箇所・状況、海域の岩礁・浅瀬の状況、潮の干満・風波等の気象状況、観光船等他船舶との影響回避対策等)の現況などの情報を羅臼ビジターセンター或いは知床自然センターに別途定める様式に従って報告すること。
- ・ ガイドや遊漁船・観光船などの「事業者」は、日頃から情報の収集及び技術の習得等に努め、対応する「利用者」に対し、当該「利用の心得」に関する啓発・教育に心がけ、行動に責任を持つこと。



(2) 共通事項

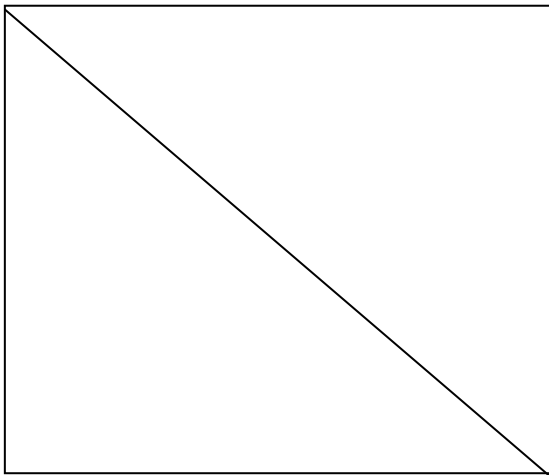
安全管理に関する事項

(事前準備)

- ・ 自己の体力と自然条件等を勘案し、事前に十分検討した余裕のある日程の計画を立てること。
- ・ 行き先、日程等は家族等にも知らせておくこと。また、立入に際して、関係機関等への手続きが必要な場合は、事前に済ませておくこと。
- ・ 万が一の海難、遭難事故の場合には、地元関係者に多大な迷惑をかけることになることを十分に認識し、保険契約等の対応に万全を期すること。
- ・ 防寒着や食料等の装備は十分に用意すること。また、利用形態に応じ、安全管理、事故防止のための装備を備えること。

(ヒグマ対策)

- ・ 当地区は、ヒグマの高密度生息地であり、いつでもヒグマに遭遇する可能性があるため、利用者の安全確保とヒグマの自然な行動形態を変化させないために以下のことに十分に留意するほか、事前レクチャーでの注意事項を守ること。
- ・ ヒグマの生息密度が特に高い場所や季節的にヒグマが集中する場所等、事前レクチャーの際に立ち入りを控えるよう指示された場所には立ち入らないこと。
- ・ 野営の際には、ヒグマとの軋轢を避けるため、テント場、調理場、及び食料保管場を分け、ヒグマが食料やゴミを得られないような対策をとること。
- ・ クマスプレー、フードコンテナ、鈴等安全管理、事故防止のための装備を備えること。
- ・ ヒグマ等の野生動物を必要以上に誘引しないよう、食料や持ち物はできるだけ臭いが発生しないものを選定すること。
- ・ エゾシカや漂着した海獣類などの動物の死体があった場合、ヒグマが餌付いている恐れがあるので不用意に近づかないこと。
- ・ ヒグマと至近距離で不意に出会うことが事故の原因となることから、見通しの悪い場所では声を出すなどあらかじめ人の存在を伝える努力をすること。
- ・ 常に周囲に気を配り、ヒグマの痕跡には注意を払うこと。(特にサケマス遡上時期の河川などはヒグマが集まりやすい。)



- ・ 夜間や薄明薄暮、濃霧の時など視界が効かない時には、突発的な遭遇が起こりやすいので、なるべく行動しないようにすること。
- ・ 進行方向にヒグマを目撃した場合は、無理をせずに引き返すこと。
- ・ ヒグマを目撃した場合は、羅臼ビジターセンター、または知床自然センターに利用後の報告と併せて必ず報告すること。
- ・ ヒグマ等の野生動物に食料やゴミを取られたり、これらを狙って近づく個体が確認された場合は速やかに引き返すこと。(取られたものは取り返さないこと。)また、他の利用者の安全性確保のため、羅臼ビジターセンターまたは知

床自然センターに利用後必ず報告すること。

- ・ ヒグマに対して故意に餌を与えないこと。
- ・ その他、当地域におけるヒグマ対策の詳細については、別途ホームページに設ける「ヒグマに関する注意」の項目をあらかじめ見て、十分な準備を行うこと。

一般的事項

(原則)

- ・ 単独行動は避けること。

(自然物への干渉)

- ・ 立ち入りに際しては、外来種の持ち込みを防止するため、衣服、靴等に付着した種子等の除去に努めること。
- ・ 土石や植物を採取したり、傷つけたりしないこと。
- ・ 岩石、立木などに落書きをしないこと。

(野生動物への干渉)

- ・ 種の保存法に関わる希少鳥獣であるオジロワシ・シマフクロウの営巣木を見つけた場合には、営巣木の 300m以内には近づかないこと。また、当地域に見られる ウミウ・オオセグロカモメなど海鳥類のコロニー及びアマツバメ・イワツバメの繁殖地（繁殖期間中）に立ち入らないこと。
- ・ 野生動物の撮影や観察を目的として、野生動物の行動に攪乱を与える行為を行わないこと。
- ・ 食料やゴミを野生動物に奪われないよう、フードコンテナの使用など適切な保管に心がけること。
- ・ キタキツネ、ヒグマ、野鳥など野生動物に餌を与えないこと。
- ・ 動物を驚かしたり、追い立てるなどの行為を行わないこと。

(植生保護等)

- ・ 歩行ルートは、踏み付けにより傷みやすい脆弱な植生地や、表土が崩れやすい場所は極力避けること。

(野営)

- ・ 植生に悪影響を与える場所での野営は行わないこと。
- ・ 野営地での行動についても植生への悪影響を与えないよう配慮すること。
- ・ 野営に当たっては、利用の痕跡を残さないようにすること。
- ・ 知床岬灯台から半径3キロ以内の範囲においては、別途定める野営地点以外での野営は行わないこと。その他の野営できない場所などについて、事前に羅臼ビジターセンター或いは知床自然センターに確認すること。

(たき火)

- ・ たき火は行わないこと。特別保護地区に 指定されていない羅臼側の海岸線においても原則としてたき火は行わないこととするが、やむを得ず行う場合は、海岸線付近の流木の利用にとどめ、最小限の規模とするとともに、たき火の痕跡を残さないよう適切に後始末をすること。

(ペットの持ち込み)

- ・ ペット類は同伴しないこと。

以下省略



